

ガス系消火設備の事故に ご注意ください！！

令和3年4月15日に東京都新宿区のマンション地下駐車場において、二酸化炭素を用いた不活性ガス消火設備からガスが放出され、死傷者を出す事故が発生しました。また、記憶に新しいところで、令和2年12月に愛知県名古屋市の機械式駐車場、令和3年1月には東京都港区のビル駐車場において、同様な死亡事故が発生しています。

1 建物の関係者（従業員・警備員等）の皆様へ

- ・ 火災の場合以外には、消火ガス放出用の手動起動装置に触れないでください。
 - ・ 誤って、手動起動装置の操作扉を開け音響警報装置が作動した場合は、扉を閉め、消防設備点検業者などに復旧しているかの確認を依頼してください。
 - ・ 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合は、ただちに防護区画の外へ退避してください。
 - ・ 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合に、消火ガスが噴出される防護区画内やその周辺に建物利用者がいる場合は、ただちに退避するよう促すとともに、防護区画に近寄らないよう周知してください。
 - ・ 消火ガス放出用の手動起動装置を押した場合でも、あらかじめ決められた時間内(※)であれば、手動起動装置の中にある停止スイッチを押すことで消火ガスの放出を停止できます。
- ※ 二酸化炭素ガスを放出するものの場合、最短20秒間は放出されないよう設定されています。
- ・ ガス系消火設備に何らかの異常を確認した場合には、消防設備点検業者などに速やかに連絡してください。

2 建物の保守管理作業に従事する工事事業者の皆様へ

- ・ 駐車場、電気室、ボイラー室、通信機器室などには、ガス系消火設備が設置されている場合があります。作業前には、必ず消防設備の設置状況や注意事項について建物関係者等に確認して下さい。
- ・ 設置されている消防用設備の取扱要領、注意事項について不明な点があれば、建物の消防用設備の点検を行う事業者にも必ず確認して下さい。
- ・ 工事を行う場合は、その旨を建物関係者、利用者に必ず周知して下さい。

3 消防用設備等の点検・整備事業者の皆様へ

- ・ 工事を行う場合は、その旨を建物関係者、利用者に必ず周知して下さい。
- ・ ガス系消火設備の機能、取扱方法、放出時の対応要領等について、消防用設備の点検などの機会を捉えて建物関係者に周知して下さい。

ガス系消火設備の構造等イメージ

【噴射ヘッド】
・ 消火剤が放出されます。

【消火薬剤】
・ 防護区画と別の場所に、消火剤を貯蔵した部屋があります。

【音響警報装置（スピーカー）】
・ 消火剤が放出される前に、部屋から退出するよう音声などによる警報が流れます。

【防護区画】
・ 消火剤を放出する噴射ヘッドが設けられた不燃の区画です。
・ 一般的にタワーパーキングや電気室、ボイラー室などの水による消火が適さない場所です。

【放出表示灯】
・ 消火剤が表出された旨を表示します。

【手動起動装置（操作箱）】
・ 扉を開けると警報と音声により、火災を知らせ、退避を促します。
・ 中の「放出」スイッチを押すことにより、放出の準備がされます。
・ 一定時間経過した後に消火剤が放出されます。
・ 放出される前に、中の「停止」スイッチを押すことにより、解除されます。

【扉の表示】
・ 扉の向こう側の部屋には、ガス系消火設備が設置されていることの表示がされています。

注意 この室は
不燃性ガス（二酸化炭素）消火設備が設置されています。消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。壁に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。

ガス消火剤充滿
危険・立入禁止

※ここに記載の他、制御盤や起動容器、圧力スイッチなど付属設備があります。